



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

パレスチナ：イスラエル軍の西岸撤退を求める決議案を安保理に提出

12月17日、国連の安保理の非常任理事国であるヨルダンが、パレスチナが要請したイスラエル軍の西岸撤退を求める決議案を安保理に提出した。同決議案は、イスラエルとパレスチナの交渉を再開し、2017年までにイスラエル軍が西岸から撤退するとした内容。パレスチナ側は、仏国案を基礎にした決議案であり、決議文の変更について協議に応じる用意があるとしている。

米国のケリー国務長官は、同決議案提出について、15日に訪問先のローマでイスラエルのネタニヤフ首相、16日にはロンドンでPL0のエラカート交渉局長らと会談したほか、英国、仏国、独国外相との協議を行っていた。同種の決議案を、英国・仏国・独国が別に準備しているとも報道されている。

一方、欧州諸国の議会によるパレスチナ国家承認動議の決議が続いている。仏国下院（12月2日）、アイルランド下院（9日）、仏国上院（11日）、ポルトガル議会（12日）、欧州議会（17日）などが決議を採択した。さらに17日にはEUの一般裁判所が、2001年にEUがハマースをテロ組織名簿に掲載した際、法的な根拠ではなく報道などに基づいて決定したとして、同決定は無効であると判断した。イスラエルのネタニヤフ首相は、裁判所の同決定に強く反発している。米務省は、ハマースはテロ組織と見なされるべきであるとしてEUの対応を批判した。

評価

イスラエル政界は、2015年3月の選挙に向けて動き出している。他方、パレスチナや欧州諸国は、イスラエル内政の政治日程とは無関係に、イスラエルに対する外交的圧力を強化している。米国は、ヨルダンが提出した決議案について、文案によっては反対しない姿勢を見せつつも、イスラエルの選挙前に採決を行なうことには反対している。パレスチナ自治政府（PA）のアッバース大統領は、決議案の文章について協議を行なう用意があることを表明しているが、決議案が拒否された場合、PAはイスラエルとの関係を絶つと牽制している。

EUの一般裁判所は、技術的な理由でハマースのテロ組織解除を判断した。2001年以降、ハマースはテロと規定できるような自爆テロやロケット弾による攻撃を行っており、EUが法的に確かな証拠に基づいて、ハマースを再度テロ組織に指定する可能性はある。

（中島主席研究員）

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799